

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第八十七号

美容師法施行条例の一部を改正する条例

美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「場所」の下に「(以下「作業所」といふ。)」を加え、同条に次の二号を加える。

- 七 洗髪のための洗い場を設けること。この場合において、椅子五脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に美容師法（昭和三十二年法律第二百六十三号）第十一条第一項の届出をした美容所の開設者については、その開設する美容所の構造設備の変更をするまでの間は、改正後の美容師法施行条例第四条第七号の規定は、適用しない。

○宮城県条例第八十六号

理容師法施行条例の一部を改正する条例

理容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のようないて改正する。

第四条第四号中「場所」の下に「(以下「作業所」といふ。)」を加え、同条に次の二号を加える。

- 七 洗髪のための洗い場を設けること。この場合において、椅子五脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の届出をした理容所の開設者については、その開設する理容所の構造設備の変更をするまでの間は、改正後の理容師法施行条例第四条第七号の規定は、適用しない。

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十一月二十一日